

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による低価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

なお、建物（建物付属設備を除く）のうち平成10年4月1日以降の取得に係るものについては、定額法によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異（発生額737百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。これは商法施行規則第43条に規定する引当金にあたります。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 金額表示について

金額は、「商法施行規則」第 49 条に基づき、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針の変更

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号 平成 15 年 10 月 31 日）を適用しております。

なお、この変更が損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表関係

(1) 支配株主に対する金銭債権債務

平成 18 年 3 月 31 日現在の支配株主に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	18,802 百万円
短期金銭債務	3,679 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

平成 18 年 3 月 31 日現在の有形固定資産の減価償却累計額は 14,078 百万円であります。

(3) リースにより使用している重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しております。

4. 損益計算書関係

(1) 支配株主との取引

平成 18 年 3 月 31 日をもって終了した年度における支配株主との取引は次のとおりであります。

営業取引	
売上高	93,537 百万円
仕入高	17,280 百万円
営業取引以外の取引高	3,255 百万円

(2) 1 株当たり当期純利益

平成 18 年 3 月 31 日に終了した年度の 1 株当たり当期純利益は、304 円であります。

1 株当たり当期純利益算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	2,469 百万円
普通株式に帰属しない金額	37 百万円
（うち利益処分による役員賞与金）	（37 百万円）
普通株式に係る当期純利益	2,432 百万円
期中平均株式数	8,000,000 株